



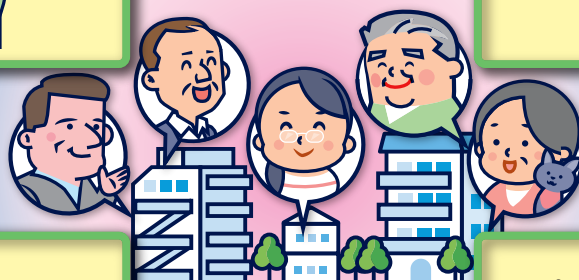
新  
特約

# マンション管理組合役員 賠償責任補償特約のご案内

総会で、議案の決議をめぐる言い争いになり、理事が住人から名誉棄損として慰謝料を請求された。



管理費を支出した際、その金額が多額であるとして、理事長が住人からその一部を返還するように請求された。



副理事長が組合員名簿を誤って漏えいさせてしまい、プライバシーを侵害されたとして住人から訴訟を起こされた。



預金通帳の残高を確認していなかったため、会計担当役員の着服に気付かなかったとして理事長と監事も弁済を求められた。



さまざまな住人の方が共同で生活するマンションにおいては、管理組合の役員の皆さまが予期せぬトラブルがきっかけで、住人の方や管理組合などから訴訟を提起される可能性があります。

「マンション管理組合役員賠償責任補償特約」では、**損害賠償金**のみならず**弁護士費用**や**法律相談費用**も補償! 役員の皆さまを予期せぬトラブルからお守りします。

## 被保険者(補償の対象となる方)

マンション管理組合の役員の皆さま(理事長、副理事長、理事、監事 等)

## 保険金をお支払いする場合

マンション管理組合の役員の皆さまが管理規約に規定する業務に係る行為に起因して、損害賠償請求を受けたことによって負担する法律上の損害賠償金、弁護士費用、法律相談費用等の損害や情報漏えい対応費用等を補償します。

### お支払限度額

- ①損害賠償金の額(②および③とあわせて保険期間<sup>(注)</sup>を通じて500万円が限度)
  - ②損害賠償責任の解決について弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用等(②および③とあわせて保険期間<sup>(注)</sup>を通じて500万円が限度)
  - ③情報漏えい対応費用(1被害者あたり500円かつ保険期間<sup>(注)</sup>を通じて100万円が限度)
- (注)保険期間が1年を超える契約については保険年度ごとに限度額を適用します。



・管理費滞納者に手紙で督促するのみで、支払督促の申立て等を行わなかったため管理費債権が時効になったのは理事長の職務怠慢であるとして、損害賠償請求を受けた。

・理事が組合員名簿を誤って漏えいさせてしまい、お詫びのための見舞金としてクオカードを渡した。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体の障害(疾病または死亡を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
- 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求が行われるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求 など

例

・総会で、議案の決議をめぐる言い争いになり、理事が住人を殴ってしまった。けがをさせてしまい治療費の請求を受けた。

・理事長が管理費を私的に流用し飲食に充てていたことが発覚し、住人から返還するよう請求された。

## 特約保険料(保険期間1年、一時払の場合)

総戸室数(戸)	30	60	100	150	200
保険料(円)	5,000	6,000	10,000	15,000	20,000

## 事故が発生した場合について

\*万一事故が発生した場合、損害賠償請求の内容等を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

\*損害賠償請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

●このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、「マンションドクター火災保険」パンフレットをご参照ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にご照会ください。

## 日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474  
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。